

茨城県広域避難計画の現状と課題

— 県は実効性ある避難計画をつくらうとしているのか？ — 茨城県議会議員 江尻加那

▼東海第二原発の避難計画は、他自治体（県外含む）への避難が必要となるため、茨城県が広域避難計画をつくり、それに基づいて市町村が計画策定をすすめています。

▼原子力災害に備えた茨城県広域避難計画は2015年3月策定、2019年3月改定されていますが、未解決の課題として、▽移動手段の確保▽要配慮者の避難▽安定ヨウ素剤の配布▽屋内退避時の対応▽複合災害への対応（停電、複数の原子力事業所における事故発生）▽行政機能の維持▽避難中のガソリン補給▽避難所の運営、福祉避難所の確保、ペット同行避難の対応▽避難先での駐車場確保▽避難退域時検査の要員・資機材確保▽新型コロナなど感染症対策への対応など。

避難先	避難先自治体数	受入人数	
県内(UPZ外)	30市町村	39.3万人	
県外	101市町村	54.6万人	
	福島県	37市町村	25.6万人
	栃木県	23市町	13.1万人
	群馬県	8市町	4.5万人
	埼玉県	11市町	3.9万人
千葉県	22市町	7.5万人	
合計	131市町村	93.9万人	

▼30km圏内にある医療機関（有床）119施設のうち、計画策定済は30施設。

特養ホームは111施設のうち97施設、老健施設は42施設のうち38施設が計画策定済としていますが、県は計画書の提出を求めず、内容を検証していません。

▼県は避難者 1人あたりの避難所面積を「2㎡」としています。こんな考えていながら、「実効性ある避難計画」などというのは、県民への背信行為。

知事は、面積を広くすると、より多くの避難施設が必要となり、今以上に遠くまで避難しなければならないため、「可能な限り長距離避難とならないように、避難者の負担を考慮した」としています。さらに、原発から5～30kmの住民は、屋内退避が原則としています。

こんな人格権侵害の危険を県民に負わせてまで、原発を再稼働させる必要があるのか？

▼国は原子力災害対策指針（2017年3月改定）において、避難計画をつくらない場合の条件を示しました。

- ① 廃止措置計画（廃炉）の認可を受け、かつ、全ての燃料体が十分な期間冷却されたものと原子力規制委員会が定めた場合には、5km圏内の避難計画とする。
- ② 廃止措置計画（廃炉）の認可を受け、かつ、全ての燃料体が事業所外に排出されている、もしくは乾式キャスクにより貯蔵されている場合には、避難計画は必要ない。

以上